



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 条例

- *2 知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)..... 8
- *3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 8
- *4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 9
- *5 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 9
- *6 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (")..... 9
- *7 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 10
- *8 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (市町村課)..... 12
- *9 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 16
- *10 和歌山県立自然公園条例の一部を改正する条例 (環境生活総務課)..... 16
- *11 和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 (県民生活課)..... 17
- *12 和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例 (青少年・男女共同参画課)..... 19
- *13 和歌山県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例 (子ども未来課)..... 22
- *14 和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)..... 24
- *15 和歌山県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部を改正する条例 (")..... 24
- *16 和歌山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (医務課)..... 25
- *17 和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (公営企業課)..... 25
- *18 和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 (道路保全課)..... 26
- *19 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 (下水道課)..... 29
- *20 和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例 (都市政策課)..... 29
- *21 風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例 (")..... 30
- *22 和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (")..... 31
- *23 和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例 (建築住宅課)..... 32
- *24 和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (港湾空港振興課)..... 32
- *25 教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会)..... 34
- *26 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 37
- *27 和歌山県立図書館協議会条例の一部を改正する条例 (")..... 40
- *28 和歌山県博物館協議会条例の一部を改正する条例 (")..... 40
- *29 和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例 (")..... 41
- *30 警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部)..... 41
- *31 和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例 (")..... 41
- *32 和歌山県金属くず業条例の一部を改正する条例 (")..... 42
- *33 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (")..... 42
- *34 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 43
- *35 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例

*36 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

(〃)..... 45

(財政課)..... 46

公布された条例のあらまし

◇知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

知事、副知事、教育長及び常勤の監査委員の給料の額を減じる期間を延長しました。(第 1 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇職員給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

管理職手当を支給することとされる職員の給料月額を減じる期間を延長しました。(附則第 1 4 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

3 号給以上の給料月額を受ける第 1 号任期付研究員の給料月額を減じる期間を延長しました。(附則第 2 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

3 号給以上の給料月額を受ける特定任期付職員及び管理職手当を支給することとされる特定業務等従事任期付職員の給料月額を減じる期間を延長しました。(附則第 2 項及び第 3 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

国家公務員等退職手当法施行令の一部を改正する政令の一部改正に伴い、昭和 48 年 5 月 17 日前に退職手当の支給を受けて特定指定法人において使用される者として在職した後引き続いて再び職員となった者の退職手当の額の計算に用いる利率を改めました。(付則別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法の一部改正等に伴い、県民税及び県たばこ税について所要の改正を行うとともに、規定の整備を行いました。その主な内容は、次のとおりです。

(1) 県民税

ア 平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率を 1, 000 円から 1, 500 円に引き上げました。(附則第 6 項の 9 関係)

イ 個人の県民税に係る税額の特例を廃止しました。(附則第 7 項関係)

(2) 県たばこ税

県たばこ税の税率を引き下げました。(第 4 2 条の 3 5 及び附則第 1 0 項の 9 関係)

旧 3 級品以外の製造たばこ 1, 0 0 0 本につき 1, 5 0 4 円→8 6 0 円

旧 3 級品の製造たばこ 1, 0 0 0 本につき 7 1 6 円→4 1 1 円

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 1 の(1)県民税のイに係る改正 平成 2 5 年 1 月 1 日

(2) 1 の(2)県たばこ税に係る改正 平成 2 5 年 4 月 1 日

◇和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による関係法令の一部改正に伴い、規定の整備を行うとともに、知事の権限に属する事務の一部を関係市町村長が処理することとするなど所要の改正を行いました。(第 2 条関係)

2 施行期日

平成 2 4 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

本人確認情報の利用に係る事務に、新たに災害時における被災者に対して緊急に行うべき事務及びがん患者の状況の把握に関する事務を加えました。(別表第 1 関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、別表第 1 に第 7 項を加える改正規定は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県立自然公園条例の一部を改正する条例

1 条例概要

市町村が県立自然公園事業の一部を執行する場合における知事への同意を要する協議を同意を要しない協議とするとともに、規定の整備を行いました。(第 3 条、第 1 0 条、第 1 2 条、第 1 4 条及び第 3 9 条関係)

2 施行期日

平成 2 4 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人の認定及び仮認定の申請に係る手続を定めるなど所要の改正を行いました。(第 2 条～第 2 条の 4、第 3 条の 2～第 5 条及び第 1 2 条～第 2 3 条関係)

2 施行期日

平成 2 4 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 2 条の改正規定(「及び法」を「及び」に改める部分を除く。)は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行します。

◇和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

1 条例概要

青少年の健全な育成を図ることを目的として、興行者等に対し有害興行を観覧しようとする者等の年齢を確認することを義務付けるとともに、青少年のインターネット利用に係る保護者等の責務

を強化するなど所要の改正を行うほか、規定の整備を行いました。(第 2 条、第 3 条、第 8 条、第 13 条～第 16 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条の 5、第 21 条の 7～第 21 条の 10、第 25 条、第 26 条、第 28 条及び第 33 条関係)

2 施行期日

平成 24 年 7 月 1 日から施行します。

◇和歌山県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、認定こども園の認定の要件を定めるとともに、規定の整備を行いました。(第 1 条～第 5 条及び別表関係)

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

児童福祉法の一部改正に伴い、児童福祉施設の種別を改めるなどの改正を行うとともに、母子生活支援施設の位置の表記を見直すほか、規定の整備を行いました。(第 1 条～第 4 条、第 10 条、第 13 条及び別表関係)

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 2 条の改正規定(「肢体不自由児施設」を「児童発達支援センター」に改める部分を除く。)及び第 13 条の改正規定は、公布の日から施行します。

◇和歌山県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部を改正する条例

1 条例概要

児童福祉法の一部改正に伴い、和歌山県障害者介護給付費等不服審査会において市町村の障害児通所給付費等に係る処分に関する審査請求を審査することとしました。(第 1 条及び第 3 条関係)

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公営企業法の一部改正に伴い、資本剰余金の処分に関し必要な事項を定めました。(第 3 条～第 7 条関係)

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公営企業法の一部改正に伴い、利益及び資本剰余金の処分に関し必要な事項を定めました。(第 6 条～第 11 条関係)

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

1 条例概要

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額の改定を行いました。(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

民法の一部改正に伴い、浄化槽保守点検業を営もうとする者の登録の拒否の事由を見直すとともに、規定の整備を行いました。(第 5 条及び第 7 条関係)

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

1 条例概要

都市公園法の一部改正に伴い、住民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準等を定めるとともに、規定の整備を行いました。(第 1 条、第 3 条～第 3 条の 4、第 6 条及び第 24 条関係)

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

◇風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例

1 条例概要

風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴い、風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止することとしました。

2 施行期日

平成 27 年 4 月 2 日から施行します。ただし、附則第 2 項及び第 3 項の規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例

1 条例概要

民法及び屋外広告物法の一部改正に伴い、屋外広告業を営もうとする者の登録に係る登録申請書に記載すべき事項及び当該登録の拒否の事由を見直すとともに、規定の整備を行いました。(第 4 条、第 6 条、第 8 条、第 12 条、第 23 条の 2 及び第 23 条の 4 関係)

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

1 条例概要

公営住宅法の一部改正に伴い、県営住宅の整備基準を定めるとともに、入居者資格を見直すなど所要の改正を行うほか、規定の整備を行いました。(第 3 条の 2、第 6 条、第 7 条、第 13 条、第 21 条、第 39 条及び附則第 8 項関係)

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

1 条例概要

使用の許可に係る行為を除き、港湾施設の現状に変更を加える行為をしようとする場合に知事の許可を受けなければならないこととするとともに、港湾施設の使用場所の変更等必要な措置を命ずべき者が不明の場合の措置を定めるなど所要の改正を行うほか、規定の整備を行いました。(第 3 条、第 4 条～第 5 条、第 7 条～第 7 条の 3、第 9 条、第 18 条及び第 19 条関係)

2 施行期日

平成24年6月1日から施行します。

◇教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

へき地教育振興法の一部改正に伴い、教育職員に支給する手当の種類を見直すなど所要の改正を行うとともに、管理職手当を支給することとされる教育職員の給料月額を減じる期間を延長するほか、規定の整備を行いました。（第8条の2、第13条、第14条、第16条、第16条の3～第16条の5、第21条の2及び附則第10項関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行します。ただし、第8条の2及び第14条の改正規定、第16条の改正規定（「一に」を「いずれかに」に改める部分に限る。）並びに附則第10項の改正規定は、公布の日から施行します。

◇市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

へき地教育振興法の一部改正に伴い、市町村立学校職員に支給する手当の種類を見直すなど所要の改正を行うとともに、夜勤手当を新設するほか、管理職手当を支給することとされる市町村立学校職員の給料月額を減じる期間を延長し、併せて規定の整備を行いました。（第8条、第15条、第16条、第18条、第18条の3～第18条の5、第19条、第19条の3、第22条の2、第23条及び附則第8項関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行します。ただし、第16条の改正規定、第18条の改正規定（「一に」を「いずれかに」に、「手当の」を「手当を」に改める部分に限る。）、第23条の改正規定及び附則第8項の改正規定は、公布の日から施行します。

◇和歌山県立図書館協議会条例の一部を改正する条例

1 条例概要

図書館法の一部改正に伴い、和歌山県立図書館協議会の委員の任命の基準を定めました。（第2条～第9条関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行します。

◇和歌山県博物館協議会条例の一部を改正する条例

1 条例概要

博物館法の一部改正に伴い、和歌山県博物館協議会の委員の任命の基準を定めました。（第2条～第9条関係）

2 施行期日

平成24年4月1日から施行します。

◇和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県立学校等の職員の定数を改めました。（第2条及び第4条関係）

高等学校 2, 235人 → 2, 233人

特別支援学校 1, 038人 → 1, 060人

小学校 4, 090人 → 4, 045人

中学校 2, 405人 → 2, 389人

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

◇警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

管理職手当を支給することとされる警察官の給料月額を減じる期間を延長するとともに、規定の整備を行いました。(第 12 条及び附則第 8 項関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察官の定員及び階級別定員を改めました。(第 2 条関係)

警部補及び巡查部長 1, 221 人 → 1, 225 人

巡查 640 人 → 643 人

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県金属くず業条例の一部を改正する条例

1 条例概要

金属くず商が死亡し、又は解散したときにおける金属くず商許可証を返納すべき者等について見直しを行いました。(第 8 条及び第 23 条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

1 条例概要

児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。(第 3 条関係)

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

◇公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

県民等の平穏な生活を保持することを目的として、卑わいな行為及び不当な客引き行為の内容を見直すとともに、罰則を強化するなど所要の改正を行うほか、規定の整備を行いました。(第 4 条、第 6 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条及び第 13 条～第 19 条関係)

2 施行期日

平成 24 年 6 月 1 日から施行します。

◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例

1 条例概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定めました。

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

主な内容は、次のとおりです。

(1) 熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定等の申請に対する審査に係る手数料

の額を定めました。(別表第 3 第 3 項関係)

(2) 運転免許関係事務手数料の額等の改定を行いました。(別表第 2 第 3 4 項及び別表第 3 第 1 5 項関係)

(3) 介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定に係る手数料の額の改定を行うとともに、介護サービス情報の調査事務及び情報公表事務に係る手数料を廃止しました。

(別表第 3 第 5 項関係)

(4) 和歌山工業技術センターの機器の更新に伴う手数料の額の改定等を行いました。(別表第 3 第 6 項関係)

(5) 認可特定保険業の認可の申請に対する審査に係る手数料の額を定めました。(別表第 3 第 8 項関係)

(6) 通訳案内士法の施行に関する事務に係る手数料を廃止しました。(別表第 3 第 8 項関係)

(7) 特定非営利活動法人等から提出を受けた書類の写しの交付に係る手数料の額を定めました。

(別表第 3 第 1 7 項関係)

2 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日から施行します。ただし、1 の(1)及び(5)の改正は、公布の日から施行します。

条 例

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 2 号

知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給料の特例に関する条例(平成13年和歌山県条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成24年 3 月31日」を「平成25年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 3 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第 4 条並びに第14条第 2 項及び第 3 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附則第14項中「平成24年 3 月31日」を「平成25年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 4 号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成24年 3 月31日」を「平成25年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 5 号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項及び第 3 項中「平成24年 3 月31日」を「平成25年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 6 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年和歌山県条例第27号）の一部を次のように改正する。

付則別表平成21年 4 月 1 日以後の項中「以後」を「から平成22年 3 月31日まで」に改め、同表に次のように加える。

平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで	年1.8パーセント
-------------------------------	-----------

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	年1.9パーセント
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	年2.0パーセント
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	年2.2パーセント
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	年2.6パーセント
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	年2.9パーセント
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	年3.4パーセント
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	年3.6パーセント
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	年3.9パーセント
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで	年4.0パーセント
平成32年4月1日以後	年4.1パーセント

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第7号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第18条の3第1項中「を除く」の次に「。第3項において同じ」を加える。

第37条の3第1項中「第42条の6」の次に「、第42条の7」を加え、「第4項及び第5項」を「第3項から第5項まで」に改め、同条第3項中「受託法人」の次に「（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあつては、当該受託者である個人）について、前2項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）」を加える。

第42条の2の5第3項中「第72条の49の8及び第72条の49の10」を「第72条の49の12及び第72条の49の

14」に改める。

第42条の2の6第1項中「第72条の49の8第1項ただし書」を「第72条の49の12第1項ただし書」に改める。

第42条の5第1項中「第72条の49の8第1項」を「第72条の49の12第1項」に、「第72条の49の10第1項」を「第72条の49の14第1項」に改める。

第42条の35中「1,504円」を「860円」に改める。

附則第6項の3第2号ウ中「第10条の6まで及び第10条の7」を「第10条の5まで及び第10条の6」に改める。

附則第6項の8の次に次の1項を加える。

（個人の県民税の税率の特例）

6の9 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第25条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

附則第7項を次のように改める。

7 削除

附則第10項の9中「716円」を「411円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第42条の2の5、第42条の2の6及び第42条の5の改正規定並びに附則第7項の改正規定並びに次項の規定 平成25年1月1日

(2) 第42条の35の改正規定並びに附則第6項の3及び第10項の9の改正規定並びに第3項の規定 平成25年4月1日

（県民税に関する経過措置）

2 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（改正前の和歌山県税条例（以下「旧条例」という。）第26条の2に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例附則第7項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

3 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

（紀の国森づくり税条例の一部改正）

4 紀の国森づくり税条例（平成17年和歌山県条例第138号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

3 平成26年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税の均等割に限り、第2条の規定の適用については、同条中「県税条例第25条」とあるのは「県税条例第25条及び同条例附則第6項の9」と、「同条に定める額」とあるのは「同項に定める額」とする。

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第 8 号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表 3 の項中「各市町村（和歌山市を除く。）」を「各町村」に改め、同表 8 の項⁽²¹⁾中「立入り」の次に「（条例第 9 条の規定に違反してつながれていない飼い犬に係るものに限る。）」を加え、同項⁽²²⁾中「処分」の次に「⁽²¹⁾の収容に係るものに限る。」を加え、同項⁽²³⁾中「（同条第 4 項において準用する場合を含む。）」を削り、「処分」の次に「⁽²¹⁾の収容に係るものに限る。」を加え、同項⁽²⁴⁾中「譲渡」の次に「⁽²¹⁾の収容に係るものに限る。」を加え、同表21の項(1)中「第 1 条、第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 2 項」を「第 3 条、第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項及び第 8 条第 2 項」に改め、同項(2)中「第 6 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に改め、同項(3)中「第 7 条」を「第10条」に改め、同表22の項(1)中「第 1 条、第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 2 項」を「第 3 条、第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項及び第 8 条第 2 項」に改め、同項(2)中「第 6 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に改め、同項(3)中「第 7 条」を「第10条」に改め、同表23の項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令」を「臨床検査技師等に関する法律施行令」に改め、同項(1)中「第 3 条、第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項及び第 7 条第 2 項」を「第 1 条、第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 2 項」に改め、同項(2)中「第 8 条第 2 項」を「第 6 条第 2 項」に改め、同項(3)中「第 9 条」を「第 7 条」に改め、同表中55の項から58の項までを削り、54の項を58の項とし、49の項から53の項までを 4 項ずつ繰り下げ、48の項を削り、47の項を52の項とし、同表46の項(1)中「及び第260条第 1 項」を削り、同項(2)中「及び第260条第 2 項」を削り、同項を同表51の項とし、同表45の項を削り、同表44の項中⁽¹⁴⁾から⁽¹⁷⁾までを削り、⁽¹⁸⁾を⁽¹⁴⁾とし、⁽¹⁹⁾を⁽¹⁵⁾とし、⁽²⁰⁾を⁽¹⁶⁾とし、同項を同表47の項とし、同項の次に次の 3 項を加える。

<p>48 法及び施行令に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第80条第 1 項の規定による報告及び資料の提出の要求並びに勧告及び助言（前項(1)、(3)及び(7)から(9)までの許可並びに前項⁽¹⁰⁾の承認に係るものに限る。）</p> <p>(2) 法第81条第 1 項の規定による許可の取消し等及び命令、同条第 2 項の規定による措置の実施及び公告並びに同条第 3 項の規定による公示（前項(1)、(3)及び(7)から(9)までの許可並びに前項⁽¹⁰⁾の承認に係るものに限る。）</p> <p>(3) 法第82条第 1 項の規定による立入検査（⁽²⁾に掲げる事務に係るものに限る。）</p> <p>(4) 施行令第42条第 3 項の規定による掲示（⁽²⁾の公告に係るものに限る。）</p>	<p>各町村（法第 4 条第 2 項に規定する都市計画区域が指定されていない町村を除く。）</p>
<p>49 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91</p>	<p>各市町村（和歌山</p>

号。次項において「法」という。) 第17条第1項及び第18条第1項の規定による認定に係る知事に提出すべき申請書の受理	市を除く。)
50 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第12条第1項本文及び第2項の規定による届出の受理並びに同条第3項の規定による命令 (2) 法第53条第2項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問 ((1)に掲げる事務に係るものに限る。)	各町村

第2条の表43の項中「及び次項」を「から48の項まで」に、「各市町村（和歌山市を除く。）」を「各町村」に改め、同項(2)中「第42条第2項」を「第52条の2第2項」に改め、同項を同表46の項とし、同表42の項中「法、」を「都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項から48の項までにおいて「法」という。）」に、「44の項」を「47の項」に改め、同項を同表45の項とし、同表41の項を削り、同表中40の項を44の項とし、37の項から39の項までを4項ずつ繰り下げ、同表36の項中「各市町村（和歌山市を除く。）」を「各町村」に改め、同項を同表40の項とし、同表35の項を同表39の項とし、同表34の項中「法及び」を「都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。）及び」に改め、同項を同表38の項とし、同表33の項を削り、同表32の項中「第119号。以下この項」の次に「及び次項」を加え、同項中(18)を削り、(19)を(18)とし、(20)から(30)までを(19)から(29)までとし、同項を同表36の項とし、同項の次に次の1項を加える。

37 法第76条第1項の規定による許可、同条第2項の規定による意見の聴取、同条第3項の規定による条件の付加、同条第4項の規定による命令並びに同条第5項の規定による措置の実施及び公告	各町村
--	-----

第2条の表中31の項を35の項とし、26の項から30の項までを4項ずつ繰り下げ、25の項を削り、24の項を29の項とし、23の項の次に次の5項を加える。

24 診療放射線技師法施行令（昭和28年政令第385号）第1条の2、第1条の4第2項、第2条第1項、第3条第2項及び第4条第1項の規定による知事を経由して厚生労働大臣に提出すべき申請書の受理	和歌山市
25 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和40年政令第327号。以下この項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 施行令第1条、第3条第2項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による知事を経由して厚生労働大臣に提出すべき申請書の受理 (2) 施行令第6条第2項の規定による知事を経由して厚生労働大臣に提出すべ	和歌山市

<p>き申請書の受理及び同条第 5 項の規定による知事を経由して厚生労働大臣に返納すべき免許証の返納の受理</p> <p>(3) 施行令第 7 条の規定による知事を経由して厚生労働大臣に返納すべき免許証の返納の受理</p>	
<p>26 視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号。以下この項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 施行令第 1 条、第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 2 項の規定による知事を経由して厚生労働大臣に提出すべき申請書の受理</p> <p>(2) 施行令第 6 条第 2 項の規定による知事を経由して厚生労働大臣に提出すべき申請書の受理及び同条第 5 項の規定による知事を経由して厚生労働大臣に返納すべき免許証の返納の受理</p> <p>(3) 施行令第 7 条の規定による知事を経由して厚生労働大臣に返納すべき免許証の返納の受理</p>	和歌山市
<p>27 歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号。以下この項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 施行令第 1 条、第 3 条第 2 項、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 2 項の規定による知事を経由して厚生労働大臣に提出すべき申請書の受理</p> <p>(2) 施行令第 6 条第 2 項の規定による知事を経由して厚生労働大臣に提出すべき申請書の受理及び同条第 5 項の規定による知事を経由して厚生労働大臣に返納すべき免許証の返納の受理</p> <p>(3) 施行令第 7 条の規定による知事を経由して厚生労働大臣に返納すべき免許証の返納の受理</p>	和歌山市
<p>28 保健師助産師看護師法施行令（昭和28年政令第386号。以下この項において「施行令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（(2)から(5)までに掲げる事務にあつては、准看護師に係るものを除く。）</p> <p>(1) 施行令第 1 条の 3 第 1 項の規定による知事を経由して厚生労働大臣に提出すべき申請書の受理</p> <p>(2) 施行令第 3 条第 5 項、第 4 条第 3 項及び第 5 条第 2 項の規定による知事を経由して厚生労働大臣に提出すべき申請書の受理</p> <p>(3) 施行令第 6 条第 4 項の規定による知事を経由して厚生労働大臣に提出することができる申請書の受理</p> <p>(4) 施行令第 7 条第 6 項の規定による知事を経由して厚生労働大臣に提出することができる申請書の受理及び知事を経由して厚生労働大臣に返納すること</p>	和歌山市

ができる免許証の返納の受理 (5) 施行令第 8 条第 5 項の規定による知事を経由して厚生労働大臣に返納する ことができる免許証の返納の受理	
---	--

第 2 条の表中62の項及び63の項を削り、64の項を62の項とし、65の項を63の項とし、66の項を64の項とし、同表67の項中「。次項において「法」という。」を削り、同項を同表65の項とし、同表中68の項を削り、69の項を66の項とし、70の項を67の項とし、同表71の項中「各市町村」を「各町村」に改め、同項を同表68の項とし、同表72の項中「各市町村」を「各町村」に改め、同項を同表69の項とし、同表中73の項を70の項とし、74の項を71の項とし、同表75の項中「各市町村（和歌山市を除く。）」を「各町村」に改め、同項を同表72の項とし、同表中76の項を73の項とし、77の項を74の項とし、78の項を75の項とし、同表79の項中「各市町村（和歌山市を除く。）」を「各町村」に改め、同項を同表76の項とし、同表80の項から83の項までを削り、同表84の項中「及び次項」を削り、同項を同表77の項とし、同表85の項から88の項までを削り、同表89の項⁽¹⁸⁾及び⁽¹⁹⁾中「放課後児童健全育成事業」の次に「及び市の区域内で行われる隣保事業」を加え、同項⁽²¹⁾中「放課後児童健全育成事業」の次に「及び市の区域内で行われる隣保事業」を加え、「（以下この項において「助葬事業等」という。）」を削り、同項⁽²²⁾を削り、同項を同表78の項とし、同表90の項中「この項」の次に「及び次項」を加え、同項を同表79の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

80 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第35条第 4 項の規定による認可及び同条第 7 項の規定による承認（児童館に係るものに限る。） (2) 法第46条第 1 項の規定による報告の徴収、質問及び立入検査、同条第 3 項の規定による勧告及び命令並びに同条第 4 項の規定による意見の聴取及び命令（国、都道府県及び市町村以外の者が設置及び運営する児童館に係るものに限る。） (3) 法第58条の規定による認可の取消し（(1)の認可に係るものに限る。）	和歌山市
---	------

第 2 条の表中91の項を81の項とし、92の項を削り、93の項を82の項とし、同表94の項中(1)及び(2)を削り、(3)を(1)とし、(4)から(7)までを(2)から(5)までとし、同項(8)中「(7)まで及び(10)」を「(5)まで及び(8)」に改め、同項(8)を同項(6)とし、同項(9)中「(8)まで及び(10)」を「(6)まで及び(8)」に改め、同項(9)を同項(7)とし、同項(10)中「(3)及び(4)」を「(1)及び(2)」に改め、同項(10)を同項(8)とし、同項(11)中「第 3 条第 4 項（施行令第 7 条第 2 項、）」を「第 7 条第 4 項（施行令）に、「(3)、(4)及び(7)」を「(2)及び(5)」に改め、同項(11)を同項(9)とし、同項(12)中「第14条第 2 項」を「第26条第 2 項」に、「(3)、(4)及び(7)」を「(2)及び(5)」に改め、同項(12)を同項(10)とし、同項を同表83の項とする。

附 則
 （施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際改正後の第2条第1項の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第9号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成20年和歌山県条例第55号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次の2項を加える。

- 6 災害時における県民の安否状況の確認その他の被災者に対して緊急に行うべき事務であって規則で定めるもの
- 7 がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び健康増進法（平成14年法律第103号）に基づくがん患者の状況の把握に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1に2項を加える改正規定（第7項を加える部分に限る。）は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第10号

和歌山県立自然公園条例の一部を改正する条例

和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「かながみ」を「鑑み」に改める。

第10条第2項中「協議し、その同意を得て」を「協議して」に改め、同条第4項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」次に「協議書又は」を加え、同条第5項中「前項の」次に「協議書又は」を加え、同条第6項中「同意を得た」を「協議をした」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなければ」に改め、同条第7項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載し

た」の次に「協議書又は」を加え、同条第8項中「前項の」の次に「協議書又は」を加える。

第12条第1項中「協議し、その同意を得た」を「協議した」に改める。

第14条第1項中「第10条第2項の同意又は同条第3項」を「第10条第3項」に改め、同条第2項中「第10条第2項の同意又は同条第3項」を「第10条第3項」に、「当該同意又は」を「当該」に改める。

第39条中「さく」を「柵」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第11号

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

和歌山県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年和歌山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同条第3項中「前項第3号」を「前項第2号」に改め、同条第5項中「及び法」を「及び」に改める。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（申請書等の補正）

第2条の2 法第10条第3項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。

2 法第10条第3項の規定による補正は、補正後の申請書又は書類を添付した補正書を知事に提出してするものとする。

第2条の3の次に次の1条を加える。

（社員総会の議事録）

第2条の4 社員総会の議事録は、書面又は電磁的記録（法第14条の9第1項に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成するものとする。

2 法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合には、当該社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものとする。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第3条の次に次の1条を加える。

（定款の変更の届出）

第3条の2 法第25条第6項（法第52条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に

よる届出は、法第25条第 6 項に規定する書類を添付した届出書を知事に提出してするものとする。

第 4 条中「第29条第 1 項の規定による書類」を「第29条（法第52条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する事業報告書等」に改める。

第 5 条の見出し中「閲覧」の次に「又は謄写」を加え、同条中「第29条第 2 項」を「第30条」に改め、「閲覧」の次に「又は謄写」を加える。

第12条の見出し中「財産目録等」を「貸借対照表等」に改め、同条中「財産目録及び貸借対照表」を「貸借対照表及び財産目録」に改め、「合併する各特定非営利活動法人」を「合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人（合併によって特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各特定非営利活動法人）」に改め、「主たる」を削る。

第13条を次のように改める。

（認定の申請）

第13条 法第44条第 2 項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、主たる事務所及びその他の事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (2) 設立年月日及び事業年度
- (3) 過去の認定及び仮認定並びにその取消しの有無
- (4) 現に行っている事業の概要

第15条を第23条とする。

第14条中「第44条の 3」を「第75条」に改め、同条を第22条とし、第13条の次に次の 8 条を加える。

（公示事項）

第14条 法第49条第 2 項第 5 号（法第51条第 5 項、第62条及び第63条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 認定の種類
- (2) 定款に記載された目的

（認定の有効期間の更新の申請）

第15条 法第51条第 5 項において準用する法第44条第 2 項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申請に係る認定特定非営利活動法人の名称、主たる事務所及びその他の事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (2) 認定の有効期間
- (3) 事業年度
- (4) 現に行っている事業の概要

（定款の変更に係る書類の提出）

第16条 法第52条第 2 項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、同項に規定する書類を添付した提出書を知事に提出してするものとする。

（役員報酬規程等の提出）

第17条 法第55条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）に規定する書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行うものとする。

（助成金支給書類等の提出）

第18条 法第55条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出は、法第54条第3項に規定する書類の提出にあつては事後遅滞なく、同条第4項に規定する書類の提出にあつては事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）、これらの書類をそれぞれ添付した提出書を知事に提出してするものとする。

（役員報酬規程等の閲覧又は謄写）

第19条 法第56条（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧又は謄写は、知事が定める場所において、規則で定めるところにより行うものとする。

（仮認定の申請）

第20条 法第58条第2項において準用する法第44条第2項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、主たる事務所及びその他の事務所の所在地並びに代表者の氏名
- (2) 設立年月日及び事業年度
- (3) 過去の認定及び仮認定の有無
- (4) 現に行っている事業の概要

（合併の認定の申請）

第21条 法第63条第5項において準用する法第44条第2項に規定する申請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 合併しようとする認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び事業年度
- (2) 認定又は仮認定の年月日及び有効期間
- (3) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び現に行っている事業の概要
- (4) 合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び現に行っている事業の概要

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「及び法」を「及び」に改める部分を除く。）は、平成24年7月9日から施行する。

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第12号

和歌山県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「すべて」を「全て」に改める。

第8条第5号中「がん具」を「玩具」に改め、同条第7号中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改める。

第13条第1項中「犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性」を「又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれ」に改め、同条第5項第5号及び第6号中「がん具」を「玩具」に改める。

第14条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 興行者は、興行を観覧しようとする者が18歳に達していることが明らかである場合を除き、その者の年齢を確認するために必要な書類で規則で定めるものの提示を求め、その者の年齢を確認しなければならない。

3 興行を観覧しようとする者は、前項の規定により年齢確認に必要な書類の提示を求められたときは、興行者に対し、当該書類を提示しなければならない。

第15条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前条第2項及び第3項の規定は、図書等の販売又は貸付けを業とする者が有害図書等を販売し、贈与し、頒布し、交換し、若しくは貸し付け、又はこれを見せ、読ませ、若しくは聞かせる場合について準用する。

第16条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、刃物類又は器具類の販売又は貸付けを業とする者が有害器具等を販売し、贈与し、頒布し、交換し、又は貸し付ける場合について準用する。

第18条第3項中「はり付け」を「貼り付け」に改める。

第20条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第14条第2項及び第3項の規定は、興行者等が夜間に営業を営む場合について準用する。

第21条の5第3項中「はり付け」を「貼り付け」に改める。

第21条の7を次のように改める。

（青少年のインターネット利用に係る保護者の努力義務等）

第21条の7 保護者その他青少年の健全な育成に係る関係者は、青少年がインターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を利用するに当たっては、その利用により得られる情報であって、その内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの（以下「有害情報」という。）をフィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、青少年に閲覧させ、又は視聴させないよう努めるとともに、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう努めなければならない。

2 保護者は、青少年が携帯電話インターネット接続役務（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下この項において「法」という。）第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を締結し、又は保護者が青少年を携帯電話端末又はPHS端末（以下「携帯電話端末等」という。）の使用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を締結する場合において、法第17条第1項ただし書の規定によりフィルタリングサービス（法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用しない旨の申出をするときは、次の各号のいずれかに該当することを記載した書面を携帯電話インターネット事業者（法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- (1) 就労している青少年が、フィルタリングサービスを利用した場合に当該青少年の就労に著しい支障を生じること。
- (2) 障害を有する又は疾病にかかっている青少年が、フィルタリングサービスを利用した場合に当該青少年の日常生活に著しい支障を生じること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める正当な理由があること。

3 保護者は、前項の規定により書面を提出しようとするときは、あらかじめ知事に意見を求めなければならない。

4 知事は、前項の規定により意見を求められたときは、その保護者に対し、第2項に規定する契約に基づく青少年によるインターネットの利用が適切に行われるかどうかについて、説明又は資料の提出を求めることができる。

第21条の7の次に次の3条を加える。

（端末設備を公衆の利用に供する者の講ずべき措置等）

第21条の8 端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないようにフィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他適切な措置を講じなければならない。ただし、青少年入場禁止場所において端末設備を公衆の利用に供する場合は、この限りでない。

2 知事は、端末設備を公衆の利用に供する者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該端末設備を公衆の利用に供する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第1項第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）又は端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないようにフィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（携帯電話インターネット事業者の講ずべき措置等）

第21条の9 携帯電話インターネット事業者は、携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける携帯電話端末等の契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を締結するに当たっては、その使用者が青少年であるか否かを確認しなければならない。

2 携帯電話インターネット事業者は、第21条の7第2項に規定する契約を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずることその他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。

3 携帯電話インターネット事業者は、第21条の7第2項に規定する契約を締結する場合において、同項の書面の提出があったときに限り、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット事業者は、当該契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、当該書面若しくはその写しを保存し、又は当該書面に記載された事項（規則で定める事項に限る。）が記載され、若しくは記録された他の書面若しくは規則で定める電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を保存しなければならない。

4 知事は、携帯電話インターネット事業者が前2項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット事業者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（意見を述べる機会の付与）

第21条の10 知事は、第21条の8第3項又は前条第5項の規定により公表しようとするときは、当該公表の対象となる者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

第25条（見出しを含む。）中「入れずみ」を「入れ墨」に改める。

第26条の見出し及び同条第1項中「いん行」を「淫行」に改める。

第28条第1号中「いん行」を「淫行」に改め、同条第2号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第33条第5項第1号中「第14条第2項」を「第14条第4項」に、「第20条第2項」を「第20条第3項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

和歌山県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第13号

和歌山県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年和歌山県条例第87号）の一部を次のように改正する。

題名中「認定基準」を「認定の要件」に改める。

第 1 条中「第 3 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項第 3 号」を「第 3 条第 1 項及び第 3 項」に、「同条第 1 項及び第 2 項の規定による知事」を「認定こども園」に、「基準」を「要件」に改める。

第 2 条の見出しを「（認定要件）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第 3 条第 1 項及び第 3 項の条例で定める要件（以下「認定要件」という。）は、認定こども園の認定に係る施設が次の各号のいずれかに該当するものであること並びに次条及び第 4 条に定める認定要件とする。

第 2 条第 1 号中「幼保連携型認定こども園 幼稚園」を「幼保連携型施設（幼稚園）に改め、「いう。」の次に「以下同じ。）」を加え、同条第 2 号中「幼稚園型認定こども園 次」を「幼稚園型施設（次）に改め、「施設をいう。」の次に「以下同じ。）」を加え、同条第 3 号中「保育所型認定こども園 児童福祉法」を「保育所型施設（児童福祉法）に改め、「いう。」の次に「以下同じ。）」を加え、同条第 4 号中「地方裁量型認定こども園 児童福祉法」を「地方裁量型施設（児童福祉法）に改め、「いう。」の次に「以下同じ。）」を加える。

第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条の見出しを「（設備及び運営に関する認定要件）」に改め、同条中「認定基準」を「設備及び運営に関する認定要件」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（子育て支援事業に関する認定要件）

第 3 条 認定こども園の子育て支援事業（法第 2 条第 6 項に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。）に関する認定要件は、子育て支援事業のうち、当該認定こども園の認定に係る施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者（児童福祉法第 6 条に規定する保護者をいう。以下同じ。）の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこととする。

別表中「（第 3 条関係）」を「（第 4 条関係）」に改め、同表第 2 項第 3 号ただし書中「保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である旨」を「保育所型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園」に改め、同項第 4 号ただし書中「幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である旨」を「幼稚園型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園」に改め、同表第 3 項第 1 号中「幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園」を「幼保連携型施設及び幼稚園型施設」に改め、同項第 2 号ただし書中「幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である旨」を「幼保連携型施設、保育所型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園」に改め、同項第 4 号ただし書中「幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である旨」を「幼保連携型施設、幼稚園型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園」に改め、同項第 5 号ただし書中「幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である旨」を「幼保連携型施設、保育所型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園」に、「幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である旨」を「幼保連携型施設、幼稚園型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園」に改め、同項第 6 号ただし書中「幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園である旨」を「幼保連携型施設、保育所型施設又は地方裁量型施設に係る認定こども園」

に改め、同表第 7 項第 1 号中「すべて」を「全て」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (9) 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

別表第 8 項中「地方裁量型認定こども園である旨」を「地方裁量型施設に係る認定こども園」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 4 年 3 月 2 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 1 4 号

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

和歌山県児童福祉施設設置及び管理条例（昭和39年和歌山県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第43条の 3」を「第43条」に、「肢体不自由児施設」を「児童発達支援センター」に改める。

第 2 条の表母子生活支援施設の項中「和歌山市和歌浦東三丁目 6 番46号」を「和歌山市」に、「西牟婁郡白浜町字尾谷口2330番地」を「西牟婁郡白浜町」に改め、同表肢体不自由児施設の項中「肢体不自由児施設」を「児童発達支援センター」に改める。

第 3 条第 2 項第 1 号中「第 7 条第 6 項」を「第 6 条の 2 第 3 項」に、「肢体不自由児施設支援」を「医療型児童発達支援」に、「施設支援」を「通所支援」に改め、同項第 3 号中「肢体不自由児施設」を「児童発達支援センター」に改める。

第 4 条中「肢体不自由児施設」を「児童発達支援センター」に改める。

第10条中「施設支援」を「通所支援」に改める。

第13条第 1 項中「き損」を「毀損」に改める。

別表施設支援の項中「施設支援」を「通所支援」に、「第24条の 2 第 2 項」を「第21条の 5 の 3 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表の改正規定（「肢体不自由児施設」を「児童発達支援センター」に改める部分を除く。）及び第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 4 年 3 月 2 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 1 5 号

和歌山県障害者介護給付費等不服審査会設置条例の一部を改正する条例

和歌山県障害者介護給付費等不服審査会設置条例（平成18年和歌山県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削り、「第98条第 1 項」の次に「（児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第56条の 5 の 5 第 2 項の規定により準用する場合を含む。）」を加える。

第 3 条中「法第97条第 1 項」を「障害者自立支援法第97条第 1 項又は児童福祉法第56条の 5 の 5 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 4 年 3 月 2 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 1 6 号

和歌山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（資本剰余金の処分）

第 3 条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第32条第 3 項の規定に基づき、毎事業年度生じた資本剰余金は、資本剰余金に整理すべき資金的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下この項において「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価とみなして減価償却を行うものうち、減価償却を行わなかった部分に相当する部分が滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該損失をうめるため取り崩すことができるものとする。

2 前項の規定による場合を除くほか、資本剰余金を取り崩す場合においては、議会の議決を経なければならない。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平 成 2 4 年 3 月 2 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 1 7 号

和歌山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年和歌山県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を第11条とし、第 6 条から第 8 条までを 2 条ずつ繰り下げ、第 5 条の次に次の 2 条を加える。

（利益の処分）

第 6 条 法第32条第 2 項の規定に基づき、毎事業年度生じた利益は、前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額（以下この項において「補填残額」という。）があるときは、補填残額の20分の 1 を下らない金額を利益積立金に積み立て、残余の額を建設改良積立金に積み立てるものとする。

2 前項に規定する積立金は、次の各号に定める目的のため積み立てるものとし、当該各号の目的以外の用途には使用することができない。

- (1) 利益積立金 欠損金をうめる目的
- (2) 建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

3 前項の規定にかかわらず、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用することができる。

（資本剰余金の処分）

第 7 条 法第32条第 3 項の規定に基づき、毎事業年度生じた資本剰余金は、資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下この項において「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあつては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当する部分が滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該損失をうめるため取り崩すことができるものとする。

2 前項の規定による場合を除くほか、資本剰余金を取り崩す場合においては、議会の議決を経なければならない。

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 4 年 3 月 2 3 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 1 8 号

和歌山県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

和歌山県道路占用料徴収条例（昭和28年和歌山県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

「

別表中

令第 7 条第 6 号に掲げる施設並びに同条第 7 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.016 を乗じて得た額	A に 0.02 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.011 を乗じて得た額	A に 0.014 を乗じて得た額
令第 7 条第 8 号に掲げる応急仮設建築物	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A に 0.016 を乗じて得た額	A に 0.02 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.028 を乗じて得た額	
令第 7 条第 9 号に掲げる器具			A に 0.028 を乗じて得た額	
令第 7 条第 10 号及び第 11 号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		A に 0.016 を乗じて得た額	A に 0.02 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.028 を乗じて得た額		

を

令第 7 条第 6 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.016 を乗じて得た額	A に 0.02 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0.02 を乗じて得た額	
	その他のもの		A に 0.028 を乗じて得た額	
令第 7 条第 7 号に掲げる施設	建築物		A に 0.016 を乗じて得た額	A に 0.02 を乗じて得た額
	その他のもの		A に 0.011 を乗じて得た額	A に 0.014 を乗じて得た額
令第 7 条第 8 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		A に 0.02 を乗じて得た額	
	その他のもの		A に 0.011 を乗じて得た額	A に 0.014 を乗じて得た額
令第 7 条第 9 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		A に 0.016 を乗じて得た額	A に 0.02 を乗じて得た額
	上空に設けるもの		A に 0.02 を乗じて得た額	
	その他のもの		A に 0.028 を乗じて得た	

に改め、同表備考 6

			額
令第 7 条第 10 号に掲げる器具			A に 0.028 を乗じて得た額
令第 7 条第 11 号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	A に 0.016 を乗じて得た額	A に 0.02 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に 0.02 を乗じて得た額	
	その他のもの	A に 0.028 を乗じて得た額	

中「第 7 条第 10 号及び第 11 号」を「第 7 条第 6 号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第 11 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成 24 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 19 号

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年和歌山県条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 5 号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

第 7 条第 1 号中「失そう」を「失踪」に改める。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 20 号

和歌山県都市公園条例の一部を改正する条例

和歌山県都市公園条例（昭和34年和歌山県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第290号」の次に「。以下「施行令」という。」を加える。

第3条を次のように改める。

（都市公園の設置基準）

第3条 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第3条の3に定めるところによる。

第3条の次に次の3条を加える。

（住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第3条の2 県内の市町村の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、当該市町村の市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第3条の3 県民の福祉の増進に寄与することを目的として、県民に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の場を提供するため、容易に利用することができるよう配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園としての機能を十分に発揮できるよう敷地面積を確保するものとする。

（公園施設の建築面積の基準）

第3条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施行令第6条第1項第1号に掲げる場合にあつては、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えるもの
 - (2) 施行令第6条第1項第2号に掲げる場合にあつては、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えるもの
 - (3) 施行令第6条第1項第3号に掲げる場合にあつては、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項又は前2号の規定により認められる建築面積を超えるもの
 - (4) 施行令第6条第1項第4号に掲げる場合にあつては、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前項又は前3号の規定により認められる建築面積を超えるもの
- 第6条第8号中「みだし」を「乱し」に改める。

第24条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第21号

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年和歌山県条例第22号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月2日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令（平成23年政令第363号）による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（以下この項及び次項において「新令」という。）で定める基準に従って市町村が定める条例（次項において「新市町村条例」という。）の施行又は新令の施行の日から起算して3年を経過することにより、この条例による廃止前の条例（以下この項及び次項において「廃止前条例」という。）が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる場合における廃止前条例が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる日前にした行為の許可の申請及び行為の許可を受けた行為については、なお従前の例による。
- 3 新市町村条例の施行又は新令の施行の日から起算して3年を経過することにより、廃止前条例が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる場合における廃止前条例が新令で定める基準に従ったものとみなされないこととなる日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第22号

和歌山県屋外広告物条例の一部を改正する条例

和歌山県屋外広告物条例（昭和59年和歌山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「歩道さく」を「歩道柵」に、「こま止め」を「駒止め」に改め、同条第2項中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改める。

第6条第4項第1号中「に掲げる」を「までに掲げる」に改め、同条第8項中「はり紙」を「貼り紙」に、「はり札」を「貼り札」に改める。

第8条第1号中「はく離」を「剝離」に改める。

第12条中「ちょう付」を「貼付」に改める。

第23条の2第1項第4号中「住所」の次に「（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）」を加える。

第23条の4第1項第5号中「前各号」の次に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 2 3 号

和歌山県営住宅条例の一部を改正する条例

和歌山県営住宅条例（平成 9 年和歌山県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（整備基準）

第 3 条の 2 法第 5 条第 1 項及び第 2 項の条例で定める整備基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備すること。
- (2) 安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備すること。
- (3) 建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合するものであること。

第 6 条中「令第 6 条第 1 項」を「規則」に、「老人等」を「特例単身者」に改め、同条第 1 号中「こと」の次に「。ただし、規則で定める県営住宅については、この限りでない」を加え、同条第 2 号ア中「令第 6 条第 4 項」を「規則」に、「令第 6 条第 5 項第 1 号に規定する金額」を「21 万 4 千円」に改め、同号イ中「令第 6 条第 5 項第 2 号に規定する金額」を「21 万 4 千円（当該災害の発生の日から 3 年を経過した後は、15 万 8 千円）」に改め、同号ウ中「令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額」を「15 万 8 千円」に改める。

第 7 条第 2 項中「老人等」を「特例単身者」に改め、「、なお」を削る。

第 13 条第 2 項を次のように改める。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしてはならない。

- (1) 当該承認による同居の後における入居者に係る収入が第 6 条第 2 号に規定する金額を超えるとき。
- (2) 入居者が同居させようとする者が暴力団員であるとき。

第 21 条第 2 項及び第 39 条第 1 項第 3 号中「き損した」を「毀損した」に改める。

附則第 8 項を削る。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 2 4 号

和歌山県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

和歌山県港湾施設管理条例（昭和31年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第3号中「じんあい等」を「じんあい又はごみその他の汚物若しくは廃物」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 港湾施設内に船舶、車両、貨物その他の物件を放置すること。

第4条第3項中「設備を」の次に「設置」を加え、同条の次に次の2条を加える。

(行為の許可)

第4条の2 港湾施設において、港湾施設の現状に変更を加える行為（前条の許可に係る行為を除く。）をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

(許可の条件)

第4条の3 知事（指定港湾施設にあつては、指定管理者）は、前2条の許可に港湾施設の管理上必要な条件を付することができる。

第5条第1項中「前条」を「第4条」に改める。

第7条第1項中「停止し」の次に「、若しくは制限し」を、「、第4条」の次に「若しくは第4条の2」を、「、又は」の次に「使用場所の変更、船舶の除去、工作物その他の設備の除去若しくは変更、」を加え、同項第1号中「又は第4条」を「、第4条又は第4条の2」に改め、同項第2号中「次条」を「第8条」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

第7条第2項中「第4条」の次に「又は第4条の2」を加え、同条第3項中「停止し」の次に「、若しくは制限し」を、「、又は」の次に「使用場所の変更、船舶の除去、工作物その他の設備の除去若しくは変更、」を加え、同項第2号中「次条」を「第8条」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(命ずべき者が不明の場合の措置)

第7条の2 前条第1項又は第2項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、当該措置を自ら行い、又は第三者をしてこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、知事又は第三者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公示しなければならない。

2 知事は、前項の規定により船舶、工作物その他の物件を除去し、又は除去させたときは、当該物件を保管しなければならない。

3 知事は、前項の規定により物件を保管したときは、当該物件の所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有権者等」という。）に対し当該物件を返還するため、規則で定めるところにより、規則で定める事項を公示しなければならない。

4 知事は、第2項の規定により保管した物件が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して3月を経過してもなお当該物件を返還することができない場合において、規則で定めるところにより評価した当該物件の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、規則で定めるところにより、当該物件を売却し、その売却した代金を保管すること

ができる。

- 5 知事は、前項の規定による物件の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該物件を廃棄することができる。
- 6 第4項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 7 第1項から第4項までに規定する除去、保管、売却その他の措置に要した費用は、当該物件の返還を受けるべき所有者等その他第1項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。
- 8 第3項の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第2項の規定により保管した物件（第4項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該物件の所有権は、県に帰属する。

（報告及び検査）

第7条の3 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第3条若しくは第3条の2に規定する行為又は第4条の2に規定する行為をした者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該行為をした者の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該行為の状況若しくは当該行為に係る船舶、工作物、帳簿その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、規則で定めるその身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 前3項の規定は、第4条第1項及び第2項に規定する港湾施設を使用した者について準用する。

第9条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第18条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

第19条第1号中「又は第3条の2」を「、第3条の2又は第4条の2」に改める。

附 則

この条例は、平成24年6月1日から施行する。

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第25号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第8条」を「前条」に改める。

第13条第2項中第20号を第22号とし、第12号から第19号までを2号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の2号を加える。

(12) へき地手当

(13) へき地手当に準ずる手当

第14条第2項及び第3項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第16条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号及び第1号の2を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「前項第1号及び第1号の2を除く各号」を「前項各号」に改め、同条第3項から第14項までを削る。

第16条の2の次に次の3条を加える。

（へき地手当）

第16条の3 交通条件及び自然的、文化的諸条件に恵まれないへき地学校及びへき地学校に準ずる学校（以下「へき地学校等」という。）において勤務する職員には、へき地手当を支給する。

- 2 前項のへき地学校等は、所在地のへき地条件の程度の軽重に応じ、教育委員会規則で指定する。
- 3 へき地学校に勤務する職員に支給するへき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる級別に応じて、当該各号に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級 100分の4
- (2) 2級 100分の6
- (3) 3級 100分の8

- 4 へき地学校に準ずる学校に勤務する職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額合計額に100分の2を乗じて得た額とする。
- 5 へき地学校等に勤務する職員で地域手当が支給されるものには、支給される地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。

（へき地手当に準ずる手当）

第16条の4 職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校がへき地学校等又はへき地学校等に準ずる特別の地域に所在する学校として指定された学校（以下「へき地等学校」という。）に該当するときは、当該職員には、へき地手当に準ずる手当を支給する。

- 2 前項のへき地学校等に準ずる特別の地域に所在する学校は、所在地のへき地条件の程度の軽重に応じ、教育委員会規則で指定する。
- 3 へき地手当に準ずる手当の支給は、職員が在勤地を異にする異動又は職員の勤務する学校の移転（以下「異動等」という。）に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年（当該異動等の日から起算して3年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の学校に勤務させることが必要であると教育委員会が認めた職員にあっては6年）に達する日をもって終わるものとする。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わるものとする。

- (1) 職員がへき地等学校以外の学校に異動した場合又は職員の勤務する学校が移転等のためへき地等学校に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日
- (2) 職員が他のへき地等学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合（当該学校が引き続きへき地等学校に該当する場合に限る。） 住居の移転の日の前日

- 4 へき地手当に準ずる手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、異動等の日から起算して5年に達するまでの間は100分の4、同日から起算して5年に達した後は100分の2を乗じて得た額とする。
- 5 第1項、第3項及び前項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員のほか、新たにへき地等学校に該当することとなった学校に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日（以下この項及び次項において「指定日」という。）前に当該学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者で指定日において当該異動の日から起算して3年を経過していないものに対しては、へき地手当に準ずる手当を支給する。
- 6 前項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に勤務する学校が同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に第1項、第3項及び第4項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

（へき地等学校の級別等の指定の変更に伴う特例）

第16条の5 へき地等学校の級別等の指定の変更に伴い次の各号に該当する場合のへき地手当及びへき地手当に準ずる手当については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 当該指定の変更が行われた日（以下この項において「指定変更の日」という。）の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員のうち、指定変更の日以後のへき地手当の月額が、指定変更の日の前日におけるへき地手当の月額に達しないこととなる職員（指定変更の日以後へき地手当の支給を受けないこととなる職員を含む。）については、第16条の3第3項及び第4項の規定にかかわらず、指定変更の日以後当該職員が指定変更の日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務する場合（当該学校の移転があった場合を除く。）においては、指定変更の日以後のへき地手当の月額が当該職員に係る指定変更の日の前日におけるへき地手当の月額に達するまでの間（指定変更の日以後へき地手当の支給を受けないこととなる職員については、指定変更の日以後）、指定変更の日の前日におけるへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。
- (2) 指定変更の日の前日においてへき地等学校として指定されていた学校で指定変更の日においてへき地等学校として指定されないこととなるもの（学校の移転によりへき地等学校として指定されなくなるものを除く。）は、指定変更の日の前日に当該学校に勤務する職員で指定変更の日以後当該学校に引き続き勤務することとなるものに係るへき地手当に準ずる手当の支給については、へき地等学校とみなす。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額の算定は、前条第4項の規定にかかわらず、指定変更の日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計額を基礎として行うものとする。

第21条の2中「第16条第1項第1号及び第1号の2並びに」を「第16条の3から第16条の5まで及び」に改める。

附則第10項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改め、「第8条の2」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第8条の2及び第14条の改正規定、第16条の

改正規定（「一に」を「いずれかに」に改める部分に限る。）並びに附則第10項の改正規定は、公布の日から施行する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 2 職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第28条の表中「第16条第1項第1号及び第1号の2並びに」を「第16条の3、第16条の4及び」に、「並びに第16条第1項第1号及び第1号の2」を「、第16条の3及び第16条の4」に改める。

第30条の表中「第18条第1項第1号及び第1号の2、第20条並びに」を「第18条の3、第18条の4、第20条及び」に、「第18条第1項第1号及び第1号の2並びに」を「第18条の3、第18条の4及び」に改める。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

- 3 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第16条（へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関するものに限る。）、第16条の2」を「第16条の2から第16条の5まで」に改め、同条第2号中「第18条（へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関するものに限る。）、第18条の2」を「第18条の2から第18条の5まで」に改める。

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第26号

市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第8条中「及び第19条の2」を「、第19条の2及び第19条の3」に改める。

第15条第2項中第20号を第23号とし、第14号から第19号までを3号ずつ繰り下げ、第13号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 夜勤手当

第15条第2項中第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) へき地手当

(13) へき地手当に準ずる手当

第16条第2項及び第3項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第18条第1項中「一に」を「いずれかに」に、「手当の」を「手当を」に改め、同項第1号から第2号までを削り、同項第3号を同項第1号とし、同項第3号の2を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を削り、同項第6号を同項第4号とし、同項第7号を同項第5号とし、同項第8号を同項第6号とし、同条第2項中「前項第1号及び第1号の2を除く各号」を「前項各号」に改め、同条第3項から第14項までを削る。

第18条の2の次に次の3条を加える。

(へき地手当)

第18条の3 交通条件及び自然的、文化的諸条件に恵まれないへき地学校(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設(以下「共同調理場」という。)を含む。以下同じ。)及びへき地学校に準ずる学校(共同調理場を含む。以下同じ。)(以下「へき地学校等」という。)において勤務する職員には、へき地手当を支給する。

- 2 前項のへき地学校等は、所在地のへき地条件の程度の軽重に応じ、教育委員会規則で指定する。
- 3 へき地学校に勤務する職員に支給するへき地手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる級別に応じ、当該各号に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 1級 100分の4
- (2) 2級 100分の6
- (3) 3級 100分の8

4 へき地学校に準ずる学校に勤務する職員に支給するへき地手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の2を乗じて得た額とする。

5 へき地学校等に勤務する職員で地域手当が支給されるものには、支給される地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。

(へき地手当に準ずる手当)

第18条の4 職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校若しくは共同調理場が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校若しくは共同調理場又はその移転した学校若しくは共同調理場がへき地学校等又はへき地学校等に準ずる特別の地域に所在する学校(共同調理場を含む。以下同じ。)(以下「へき地等学校」という。)に該当するときは、当該職員には、へき地手当に準ずる手当を支給する。

2 前項のへき地学校等に準ずる特別の地域に所在する学校は、所在地のへき地条件の程度の軽重に応じ、教育委員会規則で指定する。

3 へき地手当に準ずる手当の支給は、職員が在勤地を異にする異動又は職員の勤務する学校若しくは共同調理場の移転(以下「異動等」という。)に伴って住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して3年(当該異動等の日から起算して3年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の学校又は共同調理場に勤務させることが必要であると教育委員会が認めた職員にあっては6年)に達する日をもって終わるものとする。ただし、当該職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもってその支給は終わるものとする。

- (1) 職員がへき地等学校以外の学校若しくは共同調理場に異動した場合又は職員の勤務する学校若しくは共同調理場が移転等のためへき地等学校に該当しないこととなった場合 当該異動又は移転等の日の前日
- (2) 職員が他のへき地等学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校若しくは共同調理場が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合(当該学校又は共同調理場が引き続きへき地等学校に該当する場合に限る。) 住居の移転の日の前日

4 へき地手当に準ずる手当の月額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、異動等の日から起算して5

年に達するまでの間は100分の4、同日から起算して5年に達した後は100分の2を乗じて得た額とする。

5 第1項、第3項及び前項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員のほか、新たにへき地等学校に該当することとなった学校又は共同調理場に勤務する職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなった日（以下この項及び次項において「指定日」という。）前に当該学校又は共同調理場に異動し、当該異動に伴って住居を移転した者で指定日において当該異動の日から起算して3年を経過していないものに対しては、へき地手当に準ずる手当を支給する。

6 前項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間及び額は、当該職員の指定日に勤務する学校又は共同調理場が同項に規定する異動の前日にへき地等学校に該当していたものとした場合に第1項、第3項及び第4項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額とする。

（へき地等学校の級別等の指定の変更に伴う特例）

第18条の5 へき地等学校の級別等の指定の変更に伴い次の各号に該当する場合のへき地手当及びへき地手当に準ずる手当については、当該各号に定めるところによる。

(1) 当該指定の変更が行われた日（以下この項において「指定変更の日」という。）の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員のうち、指定変更の日以後のへき地手当の月額が、指定変更の日の前日におけるへき地手当の月額に達しないこととなる職員（指定変更の日以後へき地手当の支給を受けないこととなる職員を含む。）については、第18条の3第3項及び第4項の規定にかかわらず、指定変更の日以後当該職員が指定変更の日の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き勤務する場合（当該学校又は共同調理場の移転があった場合を除く。）においては、指定変更の日以後のへき地手当の月額が当該職員に係る指定変更の日の前日におけるへき地手当の月額に達するまでの間（指定変更の日以後へき地手当の支給を受けないこととなる職員については、指定変更の日以後）、指定変更の日の前日におけるへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する。

(2) 指定変更の日の前日においてへき地等学校として指定されていた学校又は共同調理場で指定変更の日においてへき地等学校として指定されないこととなるもの（学校又は共同調理場の移転によりへき地等学校として指定されなくなるものを除く。）は、指定変更の日の前日に当該学校又は共同調理場に勤務する職員で指定変更の日以後当該学校又は共同調理場に引き続き勤務することとなるものに係るへき地手当に準ずる手当の支給については、へき地等学校とみなす。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額の算定は、前条第4項の規定にかかわらず、指定変更の日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計額を基礎として行うものとする。

第19条第3項中「及び次条」を「、次条及び第19条の3」に改める。

第19条の2の次に次の1条を加える。

（夜勤手当）

第19条の3 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた学校栄養職員等には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第8条に定める勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

第22条の2中「第18条第1項第1号及び第1号の2、第20条並びに」を「第18条の3から第18条の5まで、第20条及び」に改める。

第23条第5項中「一に」を「いずれかに」改める。

附則第8項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定、第18条の改正規定（「一に」を「いずれかに」に、「手当の」を「手当を」に改める部分に限る。）、第23条の改正規定及び附則第8項の改正規定は、公布の日から施行する。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第4号中「第19条の2」の次に「、第19条の3」を加える。

和歌山県立図書館協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第27号

和歌山県立図書館協議会条例の一部を改正する条例

和歌山県立図書館協議会条例（平成7年和歌山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第3条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第2条中「協議会の委員（以下「委員」という。）」を「委員」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（委員の任命の基準）

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県博物館協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第28号

和歌山県博物館協議会条例の一部を改正する条例

和歌山県博物館協議会条例（昭和57年和歌山県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第3条から第7条までを1条ずつ繰り下げる。

第2条中「協議会の委員（以下「委員」という。）」を「委員」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（委員の任命の基準）

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第29号

和歌山県立学校等職員定数条例の一部を改正する条例

和歌山県立学校等職員定数条例（昭和31年和歌山県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「2,235人」を「2,233人」に改め、同条第3号中「1,038人」を「1,060人」に改める。

第4条第1号中「4,090人」を「4,045人」に、「2,405人」を「2,389人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第30号

警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項及び第3項中「一に」を「いずれかに」に改める。

附則第8項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第31号

和歌山県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

和歌山県地方警察職員定員条例（昭和32年和歌山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「1,221人」を「1,225人」に、「640人」を「643人」に、「2,144人」を「2,151人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県金属くず業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第32号

和歌山県金属くず業条例の一部を改正する条例

和歌山県金属くず業条例（昭和32年和歌山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「戸籍法（昭和22年法律第224号）若しくは外国人登録法（昭和27年法律第125号）による届出義務者又は清算人」を「同居の親族、法定代理人若しくはこれらに準ずる者又は清算人若しくは破産管財人」に改める。

第23条第2項中「戸籍法又は外国人登録法による届出義務者」を「同居の親族、法定代理人又はこれらに準ずる者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第33号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和34年和歌山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号の表中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第 3 4 号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「羞恥^{しゆう}させ」を「羞恥させ」に改め、同項第 2 号中「次項において」を「以下」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 何人も、公衆浴場、公衆便所、公衆が利用することができる更衣室その他の公衆が通常衣服の全部又は一部を着けない状態にいる場所にいる人に対し、みだりに、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 姿態をのぞき見し、又は撮影すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

第 6 条第 1 項第 4 号中「身分、物品の価格又は」を「職業、地位若しくは資格又は物品の価格若しくは」に改める。

第 8 条を次のように改める。

（不当な客引行為等の禁止）

第 8 条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 次に掲げる行為について、客引き（ウに掲げる行為に係る利用者に対する勧誘を含む。）をすること。
 - ア 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売若しくは提供
 - イ 歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供
 - ウ 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなして飲食させる営業に関する情報の提供
 - エ 午後10時から翌日の午前6時までの間において専ら人の身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供
 - (2) 前号ア又はイに掲げる行為（同号イに掲げる行為については、当該行為が、人の通常衣服で隠されている下着等に接触し、又は接触させる卑わいなものを伴う場合に限る。）について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。
 - (3) 売春類似行為をするため、公衆の目に触れるような方法で、客引きをし、又は客待ちをすること。
 - (4) 次に掲げる行為について、当該行為をする役務に従事するよう勧誘すること。
 - ア 人の性的好奇心をそそる行為（当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。）
 - イ 歓乐的雰囲気醸し出す方法で客をもてなす行為
 - (5) 第 1 号及び第 3 号及び前号に掲げるもののほか、人の身体若しくは衣服を捕らえ、又は所持品を取り上げる等により、執ように客引きをし、又は役務に従事するよう勧誘すること。
- 2 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、前項第 1 号イからエまでに掲げる行為（同号イに掲げる行為については、当該行為が、人の通常衣服で隠されている下着等に接触し、又は接触させる卑わいなものを伴う場合を除く。）について、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配

布し、若しくは提示して、客又は利用者となるよう誘引してはならない。

- 3 警察官は、前項の規定に違反して誘引を行っている者と認められる者に対し、当該誘引を行うことをやめるべきことその他の当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。
- 4 何人も、第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に掲げる行為（以下「客引き等」という。）の状況等を勘案してこの項の規定による規制を行う必要性が高いと認められるものとして公安委員会規則で定める地域内の公共の場所において、客引き等を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待つてはならない。
- 5 警察官は、前項の規定に違反して客引き等の相手方となるべき者を待つていると認められる者に対し、当該客引き等の相手方となるべき者を待つてことをやめるべきことその他の当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第10条第 2 項中「はり付け」を「貼り付け」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 何人も、前 3 項のいずれかに該当する行為を行う目的で、ピンクビラ等を所持してはならない。

第11条第 5 号中「性的^{しゆう}羞恥心」を「性的羞恥心」に改める。

第14条第 5 項中「規定」の次に「（第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び第10条第 4 項の規定を除く。）」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条第 4 項を同条第 6 項とし、同条第 3 項中「第 3 条第 2 項」を「第 8 条第 5 項」に、「30万円」を「20万円」に改め、同項を同条第 5 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- (1) 第 3 条第 2 項の規定による警察官の命令に違反した者
- (2) 第 8 条第 3 項の規定による警察官の命令に違反した者
- (3) 第10条第 4 項の規定に違反した者

第14条第 2 項第 5 号中「第 8 条」を「第 8 条第 1 項」に改め、同項第 7 号中「第10条」を「第10条第 1 項から第 3 項まで」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加え、同条を第18条とする。

第14条の規定による公安委員会の命令に違反した者は、6 月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第13条を第16条とし、第12条の次に次の 3 条を加える。

(指示)

第13条 公安委員会は、第 8 条第 1 項第 1 号アからエまでに掲げる行為を事業として行う者（以下「事業者」という。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該事業に関し、同条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項、第10条又は前条（第 8 条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項又は第10条に規定する行為に係るものに限る。）の規定に違反したときは、当該事業者に対し、当該違反行為の再発を防止するため必要な指示をすることができる。

(事業の停止)

第14条 公安委員会は、事業者が前条の指示に従わなかったとき、又は事業者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が当該事業に関し第 8 条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項、第10条又は第12条（第 8 条第 1 項、第 2 項若しくは第 4 項又は第10条に規定する行為に係るものに限る。）の規定に違反したとき

は、当該事業者に対し、6 月を超えない範囲内で期間を定めて当該事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（聴聞の特例）

第15条 公安委員会は、前条の規定により事業の停止を命じようとするときは、和歌山県行政手続条例（平成7年和歌山県条例第52号。以下「行政手続条例」という。）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、行政手続条例第15条第1項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を行政手続条例第15条第3項に規定する方法によって行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回ってはならない。

4 第1項に規定する聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第16条の次に次の1条を加える。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第18条の次に次の1条を加える。

（両罰規定）

第19条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第2項第4号（第8条第1項、第2項又は第4項に規定する行為に係るものに限る。）、第3項第5号、第4項第2号又は第5項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 23 日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県条例第35号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例

（信号機に関する基準）

第1条 信号機に関する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第36条第2項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

(1) 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの

ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの

イ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従って道路の横断を始めた法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの

ウ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

（道路標識に関する基準）

第2条 道路標識に関する法第36条第2項に規定する基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

（道路標示に関する基準）

第3条 道路標示に関する法第36条第2項に規定する基準は、次のいずれかに掲げる道路標示であることとする。

(1) 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示

(2) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第36号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 10 項第 3 号中「第 14 条第 4 項」を「第 14 条第 6 項」に改め、同項第 4 号中「第 14 条第 5 項」を「第 14 条第 7 項」に改め、同項第 9 号中「第 14 条の 4 第 4 項」を「第 14 条の 4 第 6 項」に改め、同項第 10 号中「第 14 条の 4 第 5 項」を「第 14 条の 4 第 7 項」に改め、同項第 14 号中「第 15 条の 2 の 4 第 1 項」を「第 15 条の 2 の 6 第 1 項」に改め、同表第 34 項第 1 号の表運転免許試験手数料（法第 89 条第 1 項の規定による運転免許試験を受けようとする者）の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験の項中「1,850 円」を「1,600 円」に、「2,000 円」を「1,900 円」に、「4,950 円」を「4,600 円」に、「8,650 円」を「7,700 円」に改め、同部普通自動車免許に係る試験の項中「2,100 円」を「1,800 円」に、「2,050 円」を「1,900 円」に、「2,400 円」を「2,200 円」に、「3,400 円」を「3,050 円」に改め、同部特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は^{けん}牽引免許をいう。

以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは^{けん}牽引第二種免許に係る試験の項中

「
法第 97 条の 2
項の規定の適
受ける場合

第 1 用を	1 件につき	2,000 円
-----------	--------	---------

を

法第 97 条の 2 第 1 項第 2 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1 件につき	1
法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1 件につき	1

,750 円

,900 円

に、「2,950 円」を「3,050 円」に改め、同部小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に

係る試験の項中「2,050円」を「1,900円」に、「1,650円」を「1,500円」に改め、同部大型自動車第

二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の項中

法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1
------------------------	---

件につき	2,000円
------	--------

を

法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき	1,750円
法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1件につき	1,900円

に、「4,500円」を「4,600円」に、「7,700円」を「7,650円」に改め、同部仮運転免許に係る試験の項中「2,000円」を「1,700円」に、「1,650円」を「1,550円」に、「3,100円」を「3,000円」に、「4,750円」を「4,550円」に改め、同表検査手数料（法第89条第2項の規定による検査（以下この項において「検査」という。）を受けようとする者）の部大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査の項中「3,950円」を「3,850円」に、「7,650円」を「6,950円」に改め、同部普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査の項中「4,300円」を「4,050円」に、「5,300円」を「4,900円」に改め、同表再試験手数料（法第100条の2第1項の規定による再試験を受けようとする者）の部普通自動車免許に係る再試験の項中「2,050円」を「1,950円」に、「3,050円」を「2,800円」に改め、同部大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験の項中「1,900円」を「1,700円」に、「3,550円」を「3,250円」に改め、同部原動機付自転車免許に係る再試験の項中「1,150円」を「1,000円」に改め、同表免許証交付手数料（法第92条第1項の規定による運転免許証（以下この項において「免許証」という。）の交付を受けようとする者）の部第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の項中「2,100円」を「2,050円」に改め、同部仮運転免許に係る免許証の項中「1,200円」を「1,100円」に改め、同表免許証再交付手数料（法第94条第2項の規定による免許証の再交付を受けようとする者）の部第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の項中「3,650円」を「3,600円」に改め、同部仮運転免許に係る免許証の項中「1,200円」を「1,100円」に改め、同表免許証更新手数料（法第101条第1項又は法第101条の2第1項の規定による免許証の有効期間の更新を受けようとする者）の部中「2,550円」を「2,500円」に改め、同表経由手数料（法第101条の2の2第1項の規定による免許証の有効期間の更新を受けようとする者）の部中「600円」を「550円」に改め、同表審査手数料（法

第91条の規定により運転することができる自動車及び原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの)の部中「1,700円」を「1,550円」に、「3,350円」を「3,100円」に改め、同表技能検定員審査手数料(法第99条の2第4項第1号イの規定による審査(以下この項において「技能検定員審査」という。))を受けようとする者)の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査の項中「24,700円」を「23,500円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項中「20,500円」を「19,650円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「14,100円」を「14,500円」に改め、同部大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下この項において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)の項中「22,450円」を「21,850円」に改め、同表教習指導員審査手数料(法第99条の3第4項第1号イの規定による審査(以下この項において「教習指導員審査」という。))を受けようとする者)の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査の項中「15,650円」を「15,000円」に改め、同部普通自動車免許に係る教習指導員審査の項中「12,150円」を「11,800円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の項中「9,500円」を「9,450円」に改め、同部大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下この項において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)の項中「13,300円」を「12,850円」に改め、同表国外運転免許証交付手数料(法第107条の7第1項の規定による国外運転免許証の交付を受けようとする者)の部中「2,650円」を「2,400円」に改め、同表講習手数料(法第108条の2第1項各号に掲げる講習を受けようとする者)の部法第108条の2第1項第2号に掲げる講習の項中「2,600円」を「2,450円」に改め、同部法第108条の2第1項第3号に掲げる講習の項中「2,300円」を「2,200円」に改め、同部法第108条の2第1項第5号に掲げる講習の項中「4,200円」を「4,150円」に、「4,100円」を「4,050円」に改め、同部法第108条の2第1項第6号に掲げる講習の項中「1,350円」を「1,400円」に改め、同部法第108条の2第1項第8号に掲げる講習の項中「1,200円」を「1,250円」に改め、同部法第108条の2第1項第9号に掲げる講習の項中「750円」を「650円」に改め、同部法第108条の2第1項第10号に掲げる講習の項中「2,150円」を「2,100円」に、「2,800円」を「2,750円」に、「2,700円」を「2,600円」に、「2,550円」を「2,450円」に改め、同部法第108条の2第1項第11号に掲げる講習の項中「700円」を「600円」に、「1,050円」を「950円」に、「1,700円」を「1,500円」に改め、同部法第108条の2第1項第13号に掲げる講習の項中「13,400円」を「13,350円」に、「9,400円」を「9,200円」に改め、別表第2第34項第2号の表1の部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項中「3,950円」を「3,750円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「1,350円」を「1,300円」に改め、同部大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査の項中「4,600円」を「4,450円」に改め、同表2の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査の項中「7,050円」を「7,000円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項中「6,750円」を「6,400円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「2,250円」を「2,200円」に改め、同部大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査の項中「7,950円」を「7,800円」に改め、

同表 3 の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査の項中「2,150円」を「2,100円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項中「1,900円」を「1,850円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「2,150円」を「2,100円」に改め、同表 4 の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査の項中「2,150円」を「2,100円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項中「1,900円」を「1,850円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「2,150円」を「2,100円」に改め、同表 5 の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査の項中「2,200円」を「2,250円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項中「1,950円」を「2,000円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「2,050円」を「2,250円」に改め、同表 6 の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査の項中「2,200円」を「1,850円」に改め、同部普通自動車免許に係る技能検定員審査の項中「2,000円」を「1,950円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る技能検定員審査の項中「2,000円」を「2,450円」に改め、同部大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査の項中「3,200円」を「3,150円」に改め、同表 7 の部大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査の項中「2,750円」を「2,700円」に改め、同表備考 1 中「3,750円」を「2,950円」に、「950円」を「900円」に、「3,250円」を「3,050円」に改め、同表備考 2 中「普通自動車免許又は特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円」を「又は特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については200円」に改め、別表第 2 第34項第 3 号の表 1 の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査の項中「4,450円」を「4,150円」に改め、同部普通自動車免許に係る教習指導員審査の項中「4,100円」を「3,750円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の項中「1,350円」を「1,300円」に改め、同部大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査の項中「4,800円」を「4,450円」に改め、同表 2 の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査の項中「1,300円」を「1,450円」に改め、同部普通自動車免許に係る教習指導員審査の項中「1,350円」を「1,400円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の項中「1,300円」を「1,500円」に改め、同部大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査の項中「2,000円」を「1,900円」に改め、同表 3 の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査の項中「1,250円」を「1,350円」に改め、同部普通自動車免許に係る教習指導員審査の項中「1,250円」を「1,300円」に改め、同部特定第一種運転免許に係る教習指導員審査の項中「1,250円」を「1,150円」に改め、同表 4 の部普通自動車免許に係る教習指導員審査の項及び 5 の部普通自動車免許に係る教習指導員審査の項中「1,250円」を「1,200円」に改め、同表 6 の部大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査の項中「1,400円」を「1,350円」に改め、同部普通自動車免許に係る教習指導員審査の項中「1,200円」を「1,150円」に改め、同表 7 の部大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査の項中「2,750円」を「2,700円」に改め、同表備考 1 中「3,450円」を「3,000円」に、「900円」を「950円」に、「1,100円」を「1,050円」に、「2,950円」を「3,050円」に改め、同表備考 2 中「又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、」を「、中型自動車免許又は」に改める。

別表第 3 第 3 項第 4 号シ中(キ)を(サ)とし、(カ)を(コ)とし、(ケ)を(ク)とし、(ク)を(カ)とし、(カ)の次に次のように加える。

(キ) 法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定の申請に対する審査 1件につき 33,000円

(ク) 法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査 1件につき 20,000円

別表第3第3項第4号シ中(ウ)を(イ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の申請に対する審査 1件につき 33,000円

(エ) 法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査 1件につき 20,000円

別表第3第5項第1号中「1,000円」を「700円」に改め、同項第13号及び第14号を削り、同項第15号を同項第13号とし、同表第6項第2号エ(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 精密質量分析 1試料につき 15,230円

(イ) ガスクロマトグラフィ質量分析

a 液体注入法 1試料につき 7,670円

b ヘッドスペース法 1試料につき 9,560円

c 熱分解法 1試料につき 9,870円

別表第3第6項第2号エ(ウ)中「17,640円」を「18,480円」に改め、同号キ(イ)を次のように改める。

(イ) 熱機械特性

a 室温より高い場合 1試料につき 6,090円

b 室温より低い場合 1試料につき 8,720円

別表第3第6項第13号ウ中(ロ)を(イ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ロ) 食品におい成分試験 1試料につき 8,610円

別表第3第6項第14号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ ガーメントシミュレーション 1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき 3,260円

別表第3第8項第4号を次のように改める。

(4) 保険業法等の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)附則第2条第1項の規定に基づく特定保険業の認可の申請に対する審査 1件につき 150,000円

別表第3第8項第6号を削り、同表第15項第2号エを次のように改める。

エ 運転経歴証明書

(ア) 法第104条の4第6項の規定に基づく新規交付 1件につき 1,000円

(イ) 法第104条の4第7項の規定に基づく再交付 1件につき 1,000円

別表第3中第17項を第18項とし、第16項の次に次の1項を加える。

17 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)第30条又は第56条(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づく謄写に係る書類の写しの交付 1枚につき 10円

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第2第10項、別表第3第3項及び同表第8項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。